

道志村通学路安全推進協議会設置要綱

(平成27年2月18日教育委員会訓令第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、「通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(文部科学省、国土交通省、警察庁通知。)に基づき、村内の通学路について、児童及び生徒がより安心して通学が行えるよう、通学路の安全対策を推進するため、道志村通学路安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学路の安全に関すること。
- (2) 通学路に関する要望等の処理に関すること。
- (3) 合同安全点検の実施に関すること。
- (4) その他通学路の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、関係機関の連携を図るため、次に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 富士東部建設事務所
- (2) 大月警察署
- (3) 小学校長
- (4) 小学校 PTA
- (5) 中学校長
- (6) 中学校 PTA
- (7) 産業振興課
- (8) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会には、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、小学校長が務め、副会長は、互選により決定する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 協議会の委員報酬は支給しない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成27年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。